

共同体と土地の利用 —沖縄の地割制度への法社会学的アプローチ—

Community and Land-Use: Law-sociological Approach to the Re-distribution
System of Communal Land in Okinawa

上 地 一 郎

目 次

- I はじめ
- II 旧慣土地制度
 - 1 耕地の概要と所有の構造
 - 3 近世末期の農村
 - 3 地割制の変容と解体
- III 農民の生存維持のための共有地
 - 1 割替制焼畑地の位置付け
 - 2 本島北部の焼畑の概要
 - 3 割替制焼畑地の経営
 - 4 焼畑地保護のための共同労働とその意義
- IV 榆山処分と榆山利用慣行
 - 1 「榆山処分」について
 - 2 榆山利用慣行をめぐる問題
 - 3 明治期の榆山利用慣行
 - 4 小括
- V まとめにかえて

I はじめに

沖縄においては、かつて地割制と呼ばれる旧慣土地制度が、1903年の沖縄県土地整理事業の完成まで県土のほぼ全域にわたって行われていた。地割制とは、耕地の大部分を村落共有地とし、定期的に村落民に割替と配分を行なう沖縄の旧慣土地制度である。土地の割替制度そのものは、沖縄にのみ存在した制度ではなく、ロシアのミール¹⁾、ベトナム・ジャワをはじめとする東アジア各地²⁾、近世日本においても全国各地³⁾に局所的に見出すことが出来る。

沖縄の地割制度の起源については、1609年の薩摩侵入以前、すなわち古琉球の時代から存在していたとする説と、薩摩侵入以降、薩摩から導入されたとする説の二つに分けることができる。後述のように、地割制は、土地の共有、定期的な割替と配分という点では沖縄のどの地域も共通するが、割替対象地、割替までの期間などその内容については地域差が著しい。地割制が1903年の土地整理事業によるその廃止まで沖縄のほぼ全域にわたって行われていたこと、また地割制の地域差が著しいということからみて、地割制が、王府の政策によって画一的に推進された制度と考えるよりも、恐らく古琉球に遡るような土地慣行であったものが、薩摩侵入を契機とした「近世琉球への転換」⁴⁾以降、王府の統治機構の一つとして包摂され制度化されたと考えた方がよいであろう。さらにこのように考える理由としてもう一つ付け加えるとすれば、沖縄本島北部において昭和30年代までみられた、山林の入会的焼畑慣行の問題がある。この山林の焼畑慣行は、共有地で開かれ、人頭割によって均等な割替と配分を行なうという特徴を持

-
- 1) 沖縄の地割制研究との関連で、ロシアのミールなどの土地割替制度を言及したのは、内田銀蔵である。内田銀蔵『沖縄県の土地制度』国家学会雑誌第22巻133号（1898年）、後に同『日本経済史の研究 下』（同文館、1921年）所収。
 - 2) 桜井由躬雄『ベトナム村落の形成—村落共有田＝コンディエン制の史的展開—』（創文社、1987年）参照。
 - 3) 青木春水『日本近世割地制史の研究』（雄山閣出版、1982年）参照。
 - 4) 「近世琉球への転換」については、高良倉吉『琉球王国の構造』（吉川弘文館、1987年）250～256頁参照。

ち、その所有・利用形態は、古い焼畑経営方式が保持されたものと考えられている。この焼畑地は、広大な面積を占めていたにもかかわらず、王府時代から無税とされていたので、地割制の成立が貢租の均分負担にあったとする説明では、この割替制焼畑慣行を十分に説明できないことになる。

筆者はこれまで沖縄の明治期の村落慣習法をみてきたが、そこでは沖縄の旧慣土地制度、すなわち地割制と呼ばれる割替制土地共有制度が大きな問題であった⁵⁾。沖縄の村落慣習法は、個別にわずかに成文化されたものを除けば、もともと村落内で不文の慣習法として存在していたと考えられるが、明治期に沖縄県の統治政策の一環として「内法」という名称で体系化され、成文化された。当時の県庁の指示により、内法の成文化にあたっては一種の検閲がなされたために、現存する内法資料は間切（現在の市町村にあたる）ごとに画一化され、本来の生活圏である村（現在の字・行政区）ごとの差異は抹消されている⁶⁾。しかしながら、画一化された成文内法資料においてさえ内法の在り方の地域的差異を見出すことができ、その差異が、当時の沖縄内部の地域間の社会・経済的な差異を反映したものであることを推測させる。内法の在り方の地域差を把握するためには、地割制の変容の地域差を対応させて考察することが課題であった。

そこで本稿は、まず先行研究を参考にしつつ地割制を概観し、次いで、地割制と密接な結びつきをもつと考えられる沖縄本島北部村落に典型的にみられた山林の入会的焼畑慣行の歴史法社会学的な分析を行ない、最後に北部村落の杣山利用慣行めぐる問題について論じることとしたい。本稿においては、琉球近世末期から近代にかけての地割制が富農による土地集積によって崩壊しつつあり、貧農が大量に生まれ貧富の差が拡大しつつあつ

5) 拙稿「沖縄の村落共同体に関する予備的考察（1）—村落慣習法と村の集会を中心に—」早稲田大学大学院法研論集・第104号（2002年）53～54頁参照。

6) 拙稿「沖縄明治期の旧慣存置政策に関する一考察—村落慣習法を事例に—」（早稲田法学会誌第53巻、2003年）第3章参照。

たという現在ほぼ定説になった見解を前提とした上で、共同体員に対する生存維持を優先する倫理に着目して議論を進めていきたい。

II 旧慣土地制度

沖縄の旧慣土地制度においては、「村」⁷⁾が土地を総有に近い形で共同的に所有し、一定年限ごとに割替を行う地割制が支配的であった。土地の管理と納税の主体は、原則として「村」であり、土地の割替の主体も「村」であった。以下、明治期の旧慣資料と先行研究によりつつ地割制度を概観してみよう。

1 地割制の概要と所有の構造

旧慣土地制度下の耕地は、「百姓地」「地頭地」「オヘカ地」「ノロクモイ地」「仕明請地」「仕明知行地」「請地」「払請地」の8種類に分類される⁸⁾。

「百姓地」とは、農民に分配し、耕作させた土地であり、原則として使用・収益は認められるが売買・質入をなすことは禁じられていた。しかし実態としては、村落の了承の下で次の地割期限まで、百姓地占有者による売買・質入が行われていた⁹⁾。

「地頭地」「オヘカ地」「ノロクモイ地」は役地であり、間切や村の地方役人やノロ（女神官）はその在職中、役地からの収益のうち貢租を差し引いた分をもって給与とされた。地頭の役地を「地頭地」、地方役人（間切役人・村役人）¹⁰⁾の役地を「オヘカ地」、ノロの役地を「ノロクモイ地」と称し、これも原則として百姓地と同様の権利のみが認められ売買・質入す

7) 旧慣地方制度における地方の行政区画は、現在の市町村に相当する「間切」「島」、その下位に現在の字・行政区に相当する「村」が位置づけられていた。

8) 沖縄県編「沖縄旧慣租税制度」1895年（『沖縄県史 第21巻』1968年）203～207頁、大蔵省主税局編「沖縄法制史」1909年（復刻版・金城朝永校訂、山岡書店、1953年）21～24頁参照。

9) 仲吉朝助「琉球の地割制度」（『史学雑誌』39巻5号・6号・8号、1928年）808頁参照。

10) 地方役人（ぢかたやくにん）とは、旧慣地方制度の間切・島・村において地方行政を司る役人の総称。地方役人は、間切内の百姓身分であるが、その政治的役割から士に準ずる身分が与えられていた。上層の地方役人には、役地であるオエカ地の他に、諸税の減免、夫役の徴収などが認められており、間切・島・村において一種の特権的地位にあった。

ることは出来ない。

「仕明請地」「仕明知行地」は、ともに私有の開墾地・埋立地であり、税の負担は百姓地と同一ではあるが、地券に相当する請地状が付与され売買・質入・譲渡も認められた。開墾者の身分により、農民の開墾した「仕明請地」、士族の開墾した「仕明知行地」に区別される。

「請地」は、天災や疾病などによる人口の減少のため耕作できなくなつた百姓地を地人が藩庁に返納し、藩庁が士族に授与した土地であり、「払請地」は、貢租を完納できない村の土地を藩庁（王府）が特別な処分として売却したものである（売却金は村の共有とされた）。これらも仕明地と同様に請地状が付与され売買・質入・譲渡することが許容されていた。

宮古諸島では今のところ地割の存在が確認できていない¹¹⁾。また八重山諸島においては「上納田」と「自分田畠」の2種あり、前者は地割の対象とされたが後者は私有地であったとされ、宮古の「田畠」も私有地とされていた。

割替を行う耕地は、村ごとによって差異が大きいが、「百姓地」を一定年限ごとに割替するという点ではほぼ共通する。その他、村の共同管理地となっている場合には「地頭地」「オヘカ地」「ノロクモイ地」、他村より有期または無期で借り入れた小作地、村の所有する仕明地等も地割対象地となつた。耕地の少ない村では、稀に私人の所有する仕明地も村が借受けて割替の対象とする事例もみられる¹²⁾。

割替の期限は、村落ごとに差異が著しく、およそ2年から35年と幅があり一定していない¹³⁾。八重山の上納田や久米島の具志川のように毎年割替を行なう村がある一方で、仲里では1600（慶長5）年（もしくは同15年の「竿入り」）に1人1地で各家に田畠を配分して以来、地割を行なつて以來

11) 奥野彦六郎の調査資料によれば、宮古の伊良部島において与人（村頭）が土地の与奪の権限を持ち、富者の畠宅地を取り上げ、貢租を負担できない貧しい者に配当地として与えたとする報告があるものの、こうしたことが宮古諸島で一般的に行われていたかは明らかではない。奥野彦六郎『南島村内法（民の法の構成素因・目標・積層）』（法務資料第320号、法務府法制意見第4局、1952年）98頁参照。

12) 仲吉・前掲「琉球の地割制度」457～458頁参照。

13) 前掲「沖縄法制史」25～26頁、仲吉・前掲「琉球の地割制度」460～463頁参照。

い村もあった¹⁴⁾。一般的には田よりも畠の方が割替までの期間が長いといえる。

地割を受ける有資格者は、原則として村落構成員たる地人（持地人）であるが、個人単位か、家単位かは村落によって異なっていた。地人以外の村落居住者は、居住人・屋取などと称され、通常、土地の割当を受ける資格を持たないが、居住人の希望により土地の割当を認める村もあった。

地割配当の単位は、「地」「分」という2種の呼称があり、そのどちらで呼ばれるかは村落によって異なる。「一地」「一分」は、地割すべき土地の種類、ならびにその種類毎の地位別（等級別）に細分された各一筆ずつの組合せを意味した¹⁵⁾。

地割の配当基準は、大きく「持地数ニ移動ヲ來スモノ」と「持地数ニ影響ヲ及ホサスシテ只耕作地ノ所在ヲ轉スルニスギサルモノ」に2大別される。さらに「持地数ニ移動ヲ來スモノ」は、「人頭割」「貧富割」「貧富及耕耘力割」「貧富人頭割」「貧富勤功割」の5つに分けられ、さらに年齢・性差に基づきそれぞれ下位区分をもつ¹⁶⁾。ここで性差についていえば、男女均等配分から、男女不均等、男性のみ配分まで多くのパターンがみられるが、男性のみの配分は中頭地方具志川間切の一部にしかみられない。しかしながら、こうした男女不均等配分は必ずしも女性の不利益を意味するものとはいえない。なぜなら、百姓地の配当は納税の義務を伴うものであり、必要以上の配当を忌避する農民もいたからである。貢租を村請していたところでは、税を均等に負担するのではなく、より暮らし向きの良い者がより多く払うことか期待されたのであり、それが人頭税の負担を少なくする方法の1つでもあったとされる¹⁷⁾。すなわち、どの基準によって割替が行

14) 奥野・前掲『南島村内法』98頁参照。

15) 仲吉・前掲「琉球の地割制度」588～590頁参照。仲吉によれば、後述の共産的標準による村は「分」、資本主義的標準による村は「地」と呼ぶことが多かったという。

16) 沖縄県編「沖縄県旧慣租税制度参考 壱」1895年（『沖縄県史 第21巻』）342～350頁参照。

17) James C. Scott 1976: *The Moral Economy of the Peasant: Rebellion and Subsistence in Southeast Asia*. New Haven and London: Yale University Press, p.54. ジェームズ・C・スコット『モーラル・エコノミー—東南アジアの農民叛乱と生存維持』高橋彰訳、勁草書房、1999年) 65頁参照。

なわれるかは、その村落のおかれた社会経済的状況によると考えられる¹⁸⁾。

地割の方法・手続を一瞥しておこう。仲吉朝助によれば、地割期限が近付くと、まず、村役たちが集まり、地人総会開催の期日・議案等を協議し決定する。地人総会が、所定の期日に各村役と地人の戸主または代理人によって開かれる。地人総会においては、地人の数、「地」「分」の数、地割対象地、地割の調査法、「一地」「一分」の組み合わせ方法、地割配当地の過不足の修正、地割を行わない土地の処分方法、地割地受渡の方法・期日を決定する。その後、地人による地割地の現地調査と地割帳の作成を経て、再度、地人総会を開き、抽選による各与へ地割地の配当を行う。さらに与中の地人が、抽選によって地割地を配分するという過程をたどる。こうした地人総会は、内法によって権威を付与されていたので、たいていどこの地域でも平穏に行われたとされる¹⁹⁾。

この節の最後に地割制の下での王府と土地の関係について見ておきたい。百姓地は、「お授け地」とも呼ばれるが、農民の実質的な占有・耕作という点から「尚（王）家の「所有」として観念されてはいなかつた」とされる²⁰⁾。確かに、王家や王府に土地一般に対する所有権を認めることは難しい。しかしながら、「請地」「払請地」に見られるように土地を処分する権限が王府にのみ認められていたこと、また開墾者の私有地とされた「仕明地」にもまた王府によって「請地状」交付されていたことなどを考慮すると、土地を最終的に処分できる権限は、王府にあったといえるであろう。後述のように琉球近世末期には農村部の疲弊が進行したために、王府は「お手入れ」と称して「間切」「村」に官吏を派遣し強制的な介入をはかつた。この「お手入れ」において、派遣された担当官は、土地測量、田畠・山野の売買・質入、村民の身売状況などを詳細に調査し、王府上納用の砂

18) 割替の事例については、仲吉・前掲「琉球の地割制度」578～585頁、奥野・前掲『南島村内法』99頁参照。

19) 仲吉・前掲「琉球の地割制度」590～593頁、および前掲「沖縄県旧慣租税制度参考 壱」350～351頁参照。

20) 田里修「琉球の土地制度と社寺地」（沖縄大学紀要・第7号、1990年）47～48頁参照。

糖雜物代分から貧困者への納税の援助や身売人の請出しのための支出、耕地の割替、地頭地・オエカ地の村々への再配分、違法な土地売買・質入の現地・証文の没収、私人間の賃借の利下げ命令などの強制処分を行なっている²¹⁾。こうした王府の介入と強制処分は、恐らく王府が土地に対する最終的な処分権を持っていたことによって正当化されたのではかろうか。やや図式的にいようと、琉球王国時代の土地所有は、実際に土地を占有・耕作する農民、土地を管理し農民に配分する村、最終的な土地の処分権を持つ王府という重層的な構造であったといえよう。

2 近世末期の農村

地割制は、納税の主体が村落であったことからも分かるように基本的には貢租負担の均分化を目的とするとされるが、他方で農民間の階層分化を押しとどめる機能も果たしていた。梅木哲人によれば、近世琉球の農村は、本土の近世村落とは異なり、一定の持高を持った本百姓からなるのではなく、地割制に参加している地人から構成される。地割制と村民は密着しており、地人全体で農地を保有し、私的占有の弱い土地制度の下では不動産も成立しないから家産も成立せず、家制度も形成されなかった。すなわち、近世琉球の農村は、地人の貧富の階層分化も本来的には出てこない構造であったという²²⁾。

のことのほかにも、商品作物の作付制限と農業生産の低位性が農民の階層分化を阻む要因となった。琉球近世期において、農民は、農作物の品柄を自由に選ぶことが出来ず、甘蔗（砂糖キビ）や鬱金（ウコン）などの商品作物は王府の専売制で、厳しい統制下に置かれていた²³⁾。甘蔗や鬱金は、一般の百姓地への作付を禁止するなど多くの制限が設けられ、夫役に

21) 田港朝昭「お手入れ」(『沖縄県史 別巻 沖縄近代史辞典』1977年) 151~152頁参照。

22) 梅木哲人「近世農村の成立」(『新琉球史 近世編(上)』琉球新報社、1989年) 201頁参照。

23) 金城功『近代沖縄の糖業』(ひるぎ社 1985年) 16~29頁、池間真一『概説 沖縄農業史』(月刊沖縄社、1979年) 52~60頁参照。

よって生産されていたと考えられている²⁴⁾。さらに、1605年に導入された甘藷（芋）が沖縄全域の主要食糧作物として普及したことにより食糧問題が改善される一方、手間のかからない甘藷の栽培は、農民の勤勉貯蓄の精神を減退させ、沖縄の農法の発展を阻害し、技術の後退を余儀なくしたともいわれる²⁵⁾。16世紀中ごろまで沖縄本島中南部で営まれていた米の冬稻と夏稻の集約的な2期作が、恐らく17世紀初頭に1期作に転換した原因の1つとして甘藷の導入とその急速な栽培面積の拡大が挙げられる²⁶⁾。要するに、琉球の「近世的」農村経済の発展は緩慢ないし停滞した状態であり、ほとんど自給経済の段階にとどまるものであった。

3 地割制の変容と解体

18世紀中期以降、貢租負担に耐えられなくなった農民の「家内倒れ」「与倒れ」が頻発する一方で、地方役人層による土地の集積と富農化が進んだとされる²⁷⁾。すなわち琉球近世も末期に至ると均質な農村社会にも階層分化が生じてきた。また当時の農村の疲弊は全般的かつ恒常的なものであり、王府は間切財政・村財政の再建に取組まざるを得なくなったと考えられている²⁸⁾。いかに沖縄の近世的農村経済の発展が緩慢であったとしても、少なくとも200年におよぶ割替制土地制度を均質な構成員で維持することは出来なかつたのであろう。さらに富農化した地方役人層、あるいは少数の富農による割替地の固定化は、地割制の変容を促す要因となった。割替地の固定化は、土地占有の長期化、割替基準の変化というかたちで現れた。

24) 来間泰男「近世先島の人頭税と琉球の租税制度」（沖縄国際大学南島文化研究所編『近世琉球の租税制度と人頭税』日本経済評論社、2003年）26～35頁参照。

25) 池間・前掲『概説 沖縄農業史』39頁参照。

26) 佐々木高明「南島の伝統的稻作技術」（渡部忠世／生田滋編『南島の稻作文化—与那国島を中心に—』法政大学出版局、1984年）46～49頁参照。

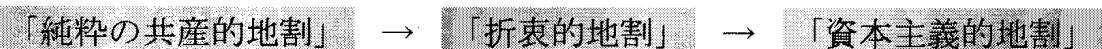
27) 田港朝昭「近世末期の沖縄農村についての一考察—地方役人層の動きを中心に—」（新里恵二編『沖縄文化論叢 第1巻』平凡社、1972年）参照。

28) 金城正篤「『琉球处分』と農村問題」（同『琉球处分論』沖縄タイムス社、1978年）114～125頁参照。

地割基準の変容は、琉球処分後の沖縄県政初期の旧慣調査資料によっても認識されている。1895年の「沖縄県旧慣租税制度参考 壱」は、「持地數ニ移動ヲ來スモノ」を地割配当基準の正則とし、「持地數ニ影響ヲ及ホサシテ只耕作地ノ所在ヲ轉スルニスギサルモノ」は廃藩置県後に生じたその変則であるとした上で、国頭・中頭両地方の大部分では正則によって地割が行なわれているのに対し、島尻地方の大部分と中頭地方の一部では変則が主流となっていることを指摘している。こうした変容の原因を同資料は、旧藩中においては、各人の意思に反して土地が強制的に割当てられ、貢租や種々の課役を強いられたが、現在の持地はその受苦を犠牲として持ち続けたものであり、また今日土地から得られる利益の大きさを見たことによって、より多くの土地を得ようとする者が増えたことに起因すると分析している²⁹⁾。

仲吉朝助は、地割制を地人各戸の男女総数に平等（人頭割）に地割配当する「純粹の共産的地割」、各戸に一定不変の配当率を設定し地割毎にその割合を変更せず（貧富割）にただ土地だけを移動する「資本主義的地割」、この両者の中間にある「折衷的地割」という三つに分類し、「共産的地割」は比較的土地が広く地割期間の短い地域に見られ、「資本主義的地割」は土地が狭く割替地を長期間占有する地域に見られたとした³⁰⁾。

<仲吉の地割制変容モデル>



安良城盛昭は、沖縄県が1883（明治16）年に行なった「地割基準」調査の分析から以下のように論じる³¹⁾。安良城によれば、地割制の本来の形態は「人頭割」の基準に基づくものであり、その基準が後進地域とされる沖縄本島北部国頭郡の70%の村落で残っているのに対し、農業先進地域であり砂糖キビの集産地である本島南部島尻郡では16%の村落にしか残ってい

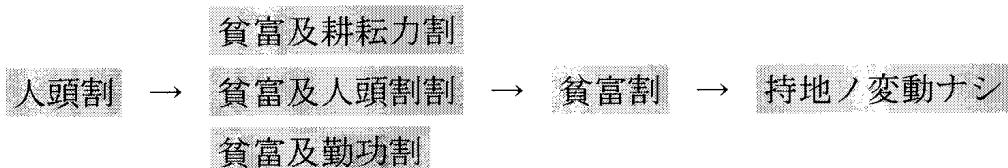
29) 前掲「沖縄県旧慣租税制度参考 壱」342～343頁参照。

30) 仲吉・前掲「琉球の地割制度」585～588頁参照。

31) 安良城盛昭「渡名喜島の「地割制」」（『渡名喜村史 下巻』渡名喜村、1977年）855～857頁参照。

ない。逆に、本来の基準である「人頭割」が崩壊し農民家族の人頭数とは別の様々な歴史的経緯によって形成されてくる「持地」の大小をそのまま認める「持地ノ変動ナシ」とする割替え基準が、島尻郡の61%に達しているのに対し、国頭郡においてはわずか1.5%にすぎない。安良城は、この二つの「対照的な事実」に着目し、地割が国頭郡の「人頭割」から、中頭郡に特徴的な人頭割・耕耘力割と併用される貧富割を経て、島尻郡の「持地ノ変動ナシ」へと変容しているとした。

<安良城の地割制変容モデル>



琉球近世末期の農村社会は、農村内部における社会階層の分化と連動するかたちで、土地の割替制から割替地の固定化への傾向を示し始めた。こうした地割制の変容は、農村内部における社会階層の分化に伴う社会構造の変化であると推測され、さらに土地の共有制から所有権化への移行を物語るとされる³²⁾。山本弘文は、本来、農民層の階層分化を阻止するために行われていた土地の割替が、近世末期に至っては農民層の階層分化が進んだことにより、農民各層のより以上の分化を阻止するために定期的な割替を不可欠としながらも、貢租の円滑な徵収のためには占有権の事実上の不均等を容認した上で割替を行わざるを得なかつたとする³³⁾。沖縄の地割制は、結局、その自壊による私的所有権の内発的な成立をみる以前に、割替共有地の集積と長期占有化の傾向が強まった時点で、明治政府による旧慣土地制度・租税制度の総決算ともいえる沖縄県土地整理事業（1899～1903

32) 西原文雄「『土地整理』に関する一考察」（沖縄歴史研究会編『増補改訂版 近代沖縄の歴史と民衆』至言社、1977年）87～88頁参照。

33) 山本弘文「近世沖縄史の諸問題」（新里恵二編『沖縄文化論叢 第1巻』平凡社、1972年）173頁参照。

年) によって解体された。

土地整理事業を一瞥しておこう。土地整理事業の目的は、沖縄県土地整理法（1899年公布・全27条）³⁴⁾に基づき土地の私的所有権を認定し、地租を徴収するための地価を決定することにあった。所有権の認定にあたっては、地割対象地は、地割の配当を受けた者又はその権利の承継者に所有権を認めるが、この法律の公布から1年以内に土地の割替を行うことが出来るものとされた（沖縄県土地整理法第2条）。これは、事実上、不均等となっていた土地占有の実態、勢力関係を追認するということを意味した³⁵⁾。また今日の沖縄農村の全域に認められる裸地的耕地とその零細分散錯囲状態を産み出した原因の一つとなったといわれる³⁶⁾。本稿IV章において検討する杣山（そまやま）に関しては、官有地に組み込まれ（同18条）、開墾の許可されている杣山はその開墾許可を受けた者またはその承継者の所有に帰されることになった（同15条）。

ここでは、土地整理事業に関して詳論しないが、事業直前の最後の地割について、雇人にまで土地を均等に配分したという羽地間切真喜屋村・稻嶺村、名護間切宇茂佐村の事例は注目に値する³⁷⁾。仲地宗俊は「最後の地割は、それまでの過程で耕地を失った者に対しても耕地を配分するという、共同体としての農地利用の調整を行なったものと考えられる。農地が共同体の構成員の生活を支える基盤としてなお強く意識されていたといえるのではないだろうか」としている³⁸⁾。すなわち、土地整理事業直前の村落は農民層の階層分化が進みはじめていたが、それでも最後の割替では村落内における農民の生存維持を優先する倫理はなおも残されていたといえよう。

34) 臨時沖縄県土地整理事務局「沖縄県土地整理紀要」、1903年（『沖縄県史 21巻』）603～606頁参照。

35) 仲地宗俊「沖縄における農地所有と利用の構造に関する研究」（琉球大学農学部学術報告第41号、1994年）28頁参照。

36) 石井啓雄／来間泰男『沖縄の農業・土地問題』（農政調査会「日本の農業—あすへの歩み—106・107」、1976年）11頁参照。

37) 浮田典良「沖縄本島における村落形態と村落構造—地割制度と関連して—」（九学会連合編『人類科学』第26集、1974年）、春日文雄「「土地整理期」沖縄農村の社会構造—羽地間切稻嶺村を中心にして—」（村落社会研究会編『村落社会研究』第23集、1987年）参照。

38) 仲地・前掲「沖縄における農地所有と利用の構造に関する研究」31頁参照。

III 農民の生存維持のための共有地

1 割替制焼畑地の位置づけ

先にみたように、沖縄の村落共同体においては、百姓地はすべて割替制共有地であったが、課税の対象地でもあった。しかし困窮者や女性戸主に対しても地割の際に予備地として割替からはずされた土地を余分に配分するなどの特別な措置も取られていた。この予備地は「分取地」と呼ばれ、本島中南部に見出すことが出来る³⁹⁾。養うべき家族を多く持つ農民、寡婦、困窮者にとって「分取地」は、納税や生存維持のために決定的な意義を持っていた。他方、山林の多い本島北部や周辺諸離島には、共有地での焼畑が存在し、人頭割に基づいて配分されていたことが知られている。山地に開かれた焼畑地は、無税であり、「分取地」と同様に農民の生存維持にとって極めて重要な意義を持つものであった。このような定期的に再配分される共有地やコモンズが先資本主義的農村社会において決定的な意義を持ち、「生存維持の倫理」*subsistence ethic* の物質的基盤であったことを強調したのはジェームズ・スコットである。スコットは、割替共有地という制度の背後に農民が過度の危険を回避して生存維持を優先するという「安全第一」原則“safety-first” principle があり、またそれが農民の生存保障の技術の一つであったことを見出した⁴⁰⁾。こうした制度は、クリフォード・ギアーツに倣っていえば「貧困の共有」*shared poverty* の典型であるともいえよう⁴¹⁾。

しかし、このような社会的あり方や制度は、古い農村社会をロマンティックに描いてみせようとするものではないという点は留意すべきである。こうした制度そのものが、並外れた均等主義の所産なのではなく、農民たち

39) 仲吉・前掲「琉球の地割制度」580～581頁、前掲「沖縄県旧慣租税制度参照 壱」343～344頁参照。

40) James C. Scott, op. cit., p.5. スコット・前掲7頁参照。

41) Clifford Geertz 1963: *Agricultural Involution: The Process of Ecological Change in Indonesia*. Berkeley and Los Angeles: University of California Press, p.97. クリフォード・ギアーツ『インボリューション—内に向かう発展』(池本幸生訳、NTT出版、2001年) 138頁参照。

が権力者や富裕農民の配下にあるということ、つまり自らの社会的な地位や自律性を代償として、そうした制度を利用する資格・権利を得ていたということをも意味するからである⁴²⁾。

本島北部の共有地での割替制焼畑慣行は、甘藷と粟を主作物とする典型的な《根栽・雑穀型》の作物輪作形態をとり、その所有・利用形態は、本土において早くに消滅した古い焼畑経営方式が保持されたものと考えられている⁴³⁾。この割替制焼畑共有地の解明は、沖縄の地割制の起源を考える上でも重要な論点となることが指摘されているが⁴⁴⁾、ここではその点は追求しない。以下、割替制焼畑地を農民の生存維持のための共有地として位置付け、割替制焼畑共有地のもたらした意義についてみていくこととしたい。

2 本島北部の焼畑の概要

喰実畑、キナワ畑、山野畑（山畠）、明換畑、アラジバルなどと呼ばれる焼畑は、主として国頭地方の山林が多く耕作地の少ない間切において旧藩中に許可を受けて開墾された土地で開かれた。その面積は、実測を経ていないために明らかではないとされるが間切によっては広大な面積を占め、またその収量は、百姓地とほとんど変わらないものであったにもかかわらず、無税地とされていた⁴⁵⁾。焼畑耕作は、国頭地方、久米島、その他本島周辺の諸離島⁴⁶⁾、宮古・八重山地方⁴⁷⁾、奄美諸島⁴⁸⁾にも分布しており、また本島中南部地域においても同様の焼畑あるいは切替畑型の農耕形態が広く分布していたのではないかと推測されている⁴⁹⁾。

42) James C. Scott, op. cit., p.5. スコット前掲7頁参照。

43) 佐々木高明『日本の焼畑—その地域的比較研究』(古今書院、1972年) 248、261頁、同『南からの日本文化(下) 南島農耕の探求』(NHKブックス、2003年) 260頁参照。

44) 桜井・前掲『ベトナム村落の形成』51~52頁参照。

45) 前掲「沖縄県旧慣租税制度」211頁参照。

46) 沖縄県内務第1課編「沖縄県旧慣地制」1883年(『沖縄県史 第21巻』) 181頁参照。

47) 仲間勇栄『沖縄林野制度利用史研究—山に刻まれた歴史像を求めて—』(ひるぎ社、1984年) 68頁参照。

48) 『南島雜話1』(國分直一・惠良宏校注、平凡社東洋文庫431、1984年) 17~22頁参照。

この事例についての詳細な分析は、仲間・前掲『沖縄林野制度利用史研究』77~79頁参照。

49) 佐々木・前掲『南からの日本文化(下)』268頁参照。

山地の焼畑利用の起源は資料上確認できていないが、18世紀前葉、琉球王府三司官であった蔡温（1683～1761）の「杣山法式仕次」（1747年）には杣山の喰実畑（焼畑）利用に関する条⁵⁰⁾がみられるところから、それ以前から行われていたと考えられる。『大宜味村史』によれば、焼畑農耕の慣行が残っていた当地では、薪炭や用材の確保のための乱伐、暴風害によつて憔悴した杣山（憔悴山）を、仕立がえ（造林・整備）する際に、雑木を焼き払った後すぐに植林を行なわず、甘藷を植付け1、2年ほど収穫して植林を行なっていた。「杣山法式仕次」ではこうした焼畑利用を禁じていたにもかかわらず、結局広大な杣山を抱える北部地方ではこの慣習を廃止することができないまま、「焼畑を百姓の飯料確保のための喰実畑として認め、百姓の生産意欲を利用しながら造林を行なわしめる政策をとるようになった」とする⁵¹⁾。仲間勇栄もまた、間切から王府へ出された杣山の開地作職の申請書を検討し、「食糧生産を目的とした焼畑耕作が、造林のための地拵の意味をも含んでいる」⁵²⁾としており、古い伝統的焼畑と王府の森林政策が結びついて残存したと推測される。

焼畑地の割替の有無は、「沖縄県旧慣地制」では「地割ヲ為スモノアリ否ラサルモノアリテ一定セス」とあり⁵³⁾、明らかでない部分が多い。国頭間切では、多くの村で地割に組み込まれて割替が行なわれ人頭割で均等に配分されていた⁵⁴⁾。また大宜味間切では毎年割替が行なわれていたという⁵⁵⁾。名護間切屋部村の久護家が、「キナワ畑」と「山畑」を仕明地として私有していたことから⁵⁶⁾、焼畑は村落共有地のみならず私仕明地においても開かれていたと考えられる。地割が原則として共有の百姓地において行われ、仕明地では行われなかつたことのアナロジーでいえば、恐らくは焼畑が村落の

50) 崎浜秀明編『蔡温全集』（本邦書籍、1984年）236頁参照。

51) 大宜味村史編集委員会編『大宜味村史 通史』（大宜味村、1979年）73頁参照

52) 仲間・前掲『沖縄林野制度利用史研究』71～75頁参照。

53) 前掲「沖縄県旧慣地制」211頁参照。

54) 『国頭村史 正編』（国頭村編、国頭村役場、1967年）127頁参照。

55) 前掲「沖縄県旧慣租税制度参照 壱」338頁参照。

56) 豊見山和行「王府の仕明政策と久護家文書」（名護市史編さん室編『屋部久護家文書』名護市史資料編5・文献資料集別冊1、名護市教育委員会、1999年）56～58頁参照。

共有地に開かれたものか、仕明地に開かれたものかによって割替の有無が生じたのであろう。しかしながら、仕明地であっても割替の対象となることもあるので一概には言えない。ただし焼畑の経営は、共有林野（入会地）と密接な結びつきを持ち、大山林所有の卓越する村落においても、実質的な土地利用の面においては農民の入会的利用に近い慣行を有しているものも少なくない⁵⁷⁾という点を考慮すると、私有の仕明地においても割替が行なわれていた可能性は高い。割替の有無が何に起因するのか、また割替のない焼畑地の実質的利用形態の実態については今後の課題である。

3 割替制焼畑地の経営

上述のように沖縄の焼畑は、甘藷を主作物とする《根栽・雑穀型》の作物輪作形態をとっていた。国頭村奥区の焼畑地（明換畠）は、7区画に区分され、第1年目には甘藷、第2年目には粟を作付し、3年目には放棄して別の区画へと移動し、7年間休耕の後、また最初の土地に戻るという交代耕作制であった⁵⁸⁾。また大宜味間切の焼畑は、杣山を20等分し、20年で順次焼替を行った⁵⁹⁾。しかし国頭地方において交代耕作制は少なくなり、奥区においても人口増加に伴って7年休耕から、3年休耕制に移行しつつあったことから⁶⁰⁾、大正期にすでに焼畑のサイクルは変動し、焼畑の常畑化が進んでいたと推測される。

割替焼畑地は、基本的に人頭割によって配分されることは述べたが⁶¹⁾、百姓地同様に、割当面積の平等というばかりでなく肥沃な土地、痩せ地、傾斜度など様々な点を考慮して配分されるために、各農家の経営耕地は共有地内に著しく分散・交錯していた⁶²⁾。焼畑の経営は、1962年の国頭村辺

57) 佐々木・前掲『日本の焼畑』243頁参照。

58) 田村浩『琉球共産村落の研究』(岡書院、1927年、覆刻版・ペリカン社、1977年) 151頁参照。

59) 前掲『大宜味村史』58頁参照。

60) 田村・前掲『琉球共産村落の研究』151頁参照。

61) 田村・前掲『琉球共産村落の研究』152頁、仲吉・前掲「琉球の地割制度」582~583参照。

62) 平恒次「琉球村落の研究—国頭村奥区調査報告」(琉球大学文理学部紀要人文科学2号1957年) 8頁、佐々木・前掲『日本の焼畑』251頁参照。

野喜部落の焼畑の事例によると、前年の秋に翌年の焼畑開墾地を決定し、旧暦12月20日前後に焼畑用地の「畠分け」（区分と配分）を行い、旧暦1月8日から1ヶ月ほどで焼畑用地の「畠払い」（刈り払い・地拵え）を行う。その後、乾燥期間をおき、3月中旬頃火入れを行い、旧暦4月に甘藷の植付作業が行われていた。収穫は、旧暦7月下旬から翌年の12月まで5期にわたり間断なく続けられ、植付以降の管理収穫はすべて女性の仕事である。この一連の作業において男性は「畠分け」「畠払い」の後には一切関与せず、農作業は主として女性労働によって支えられたということは、《根栽型》農業の特徴を示すとされる。沖縄本島北部焼畑には、女性労働を農作業の主体とする《根栽型》農業の特徴が明確に示され、著しく労働集約的な経営形態がみられる⁶³⁾。恐らく明治期の本島北部地域村落の焼畑経営は、これとほぼ同様の過程と特徴を備えていたと思われるが、焼畑地の開墾と管理経営がどのような労働力編成の下で行われたかということについては不明な点も多く、これから検討されなくてはならない⁶⁴⁾。

4 焼畑地保護のための共同労働とその意義

焼畑は、少ない耕地を貢租のための生産にあてていた本島北部農民にとっては、自己の生存維持と再生産にとって決定的な意義を持つものであった。また、焼畑は、その開墾・維持・管理の面で単独ではなし得ないため、共同体員に対する共同体的規制の発生要因ともなるとされる⁶⁵⁾。というのも山地において開かれる焼畑は、開墾のために著しく労働集約的たらざるをえず、さらに開墾後も猪害を防ぐための大規模な「猪垣」を共同で構築し、維持する必要があったからだ。

国頭村奥区における猪垣の構築と共同管理の発祥については、共有地の保護を目的として猪垣の共同管理が発達したとする田村浩の見解⁶⁶⁾に対し、平恒二是奥区の猪垣は、まず土地の私有化と私有耕地の拡大を契機とし、

63) 佐々木・前掲『日本の焼畑』249～252、255～257、260～261頁参照。

64) 仲間・前掲『沖縄林野制度利用史研究』80頁参照。

65) 佐々木・前掲『日本の焼畑』251頁参照。

66) 田村・前掲『琉球共産村落の研究』152頁参照。

1902(明治36)年の共同猪垣計画を以って現在(1950年代)の猪垣に発展したのだとする⁶⁷⁾。しかし重要なことは、平の調査した1950年代にはすでに、平も指摘しているように「猪垣の保全維持は、奥区民の最も重要な義務の一つ」⁶⁸⁾と考えられていたことである。奥区民にとって生存維持のための共有地の利用は、その共同管理と引換えになされるものであったといえよう。すなわち割替制焼畑共有地は共同体の凝集性を高めると同時に、成員に対し共同性の実践を要請する。この共同性の実践は、生存条件と結びついているがゆえに、共同体成員に身体化されるのである。

このような共同性の実践は、明治末期の「奥共同店」の設立と発展に大きく寄与した。1906(明治39)年に国頭村奥区において初めて設立された「共同店」は、共同体の経済秩序の防衛を目的とする共同体の経済組織であり、共有地の利用と共同管理(入会・焼畑・猪垣構築など)をその背景に持ち「入会権者=共同店構成員」とさえいわれる⁶⁹⁾。共同店は、明治末期から大正にかけて本島北部を中心に、北は伊平屋島から、南は西表島までの沖縄県全域に波及した。しかしながら、現在、沖縄本島においては、奥と同様の背景を持つ北部の村落共同体だけが、機能と形態を変えつつも共同店を維持し得ている。この地においては、共同店は、今や「カネとモノの関係を越えた部落共同の象徴的拠点」と位置付けられている⁷⁰⁾。

67) 平・前掲「琉球村落の研究」9頁、『奥のあゆみ』(奥のあゆみ刊行委員会編、国頭村奥区事務所、1986年) 141頁参照。

68) 平・前掲「琉球村落の研究」8頁参照。

69) 中尾英俊編『沖縄県の入会林野』(沖縄県林務課、1973年) 参照。

70) 玉城隆雄「沖縄の地域共同体の諸相—ユイ・郷友会・高齢者など—」(沖縄国際大学公開講座委員会編『環境問題と地域社会—沖縄学探訪—』ボーダーインク、1997年) 207~208頁参照。

IV 榆山処分と榆山利用慣行

これまでみてきたように、本島北部で行なわれていた焼畑は、主として榆山（そまやま）と呼ばれる山地で開かれたものであった。榆山とは、旧慣土地制度上の山野の分類に基づく一つの名称である。以下においては、まず明治期の土地整理事業後に山野の官民有区分として行なわれた「榆山処分」を概観し、次いで北部のある部落で起こっている共有地の入会権をめぐる紛争を例に榆山の利用慣行をめぐる問題を追ってみたい。この共有地での紛争は、沖縄県土地整理事業で官有地へ編入された後、榆山処分によって払い下げられ、戦後は軍事基地として囲い込まれたことに起因する問題である。以下、手短に榆山処分と紛争を概観し、紛争当地での明治期の榆山の利用慣行を歴史的にみていくこととしよう。

1 「榆山処分」について

榆山とは、旧慣土地制度において、王府（藩）の山奉行所が監督し、間切・島・村が管理する山林の名称であり、沖縄の山林面積の9割以上を占めていた。旧慣土地制度上の山林原野は、榆山以外に、私有の性質をもつ仕明山野・請地山野、間切島村が共同で管理する間切山野・村山野・保護山（抱護山）・唐竹山、その他に御嶽山・御風水山・唐竹山などに細分され管理されていた⁷¹⁾。

榆山は、藩政の頃まで官木を調達する山林とされており、上述のように山奉行所の監督の下、間切・島・村が管理にあたっていたが、農民の入会的利用が慣行として認められていた。榆山では、イクギ・樟・杉は公用の木材とされていたために一般農民による伐採・利用が禁止されていたが、その他の樹木は、榆山を管理する間切・村の住民に限り、自家用・売却用の建築資材、薪として伐採・利用が許されていた。こうした山林資源の調達には、間切・村の地方役人、山奉行所の担当官である山筆者の許可を得

71) 「一木書記官取調書」（『沖縄県史 第14巻』1965年）564頁参照。

なければならなかった。その理由は、「各人民間平均ヲ失ハサルコトハ村ニ於テ最モ注意スル所」であったからとされる。そのため杣山利用の状況は、「概シテ衡平ヲ失スルコトナシ」であったという⁷²⁾。すなわち、杣山の利用は、村落民の衡平が重視され、役人の許可はその衡平の維持のために行なわれていたのである。

杣山は、農民の入会的利用慣行があったにもかかわらず、明治10年代後半から農民の抵抗を押し切るかたちで、貧窮士族層救済の「士族授産」や「殖産興業」を名目とした開墾事業が盛んに展開されるようになった。杣山開墾事業は、1891（明治24）年に他府県人への開墾許可が認められるようになつたため開墾者の半数近くを他府県人が占めるに至つた。この杣山の開墾許可という利権獲得を巡っては、当時政財官の癒着が衆議院でもとりざたされている⁷³⁾。とりわけ奈良原繁県知事（在任1892～1908年）は、県の農業技師であった謝花昇の反対を抑えて開墾事業を強行し、自身と同郷である鹿児島県人や奈良原一族へ開墾を許可した。沖縄において存在してきた製糖会社所有農地という問題は、奈良原知事時代の開墾、払下げに起源するものもあるといわれる⁷⁴⁾。

こうした状況の中、土地の官民有区分と地租改正のための先述の沖縄県土地整理事業が行われた。土地整理事業において杣山は、沖縄県土地整理法第18条「杣山、川床、堤防敷、道路敷及其余地其他民有ト認ムヘキ事實ナキモノハ總テ官有トナス」に基づき官有地に編入されることとなつたため、沖縄県の山林のおよそ72%が官有林となつた。また開墾事業のために貸し付けられていた杣山は、15条において「期限ヲ定メスシテ開墾ヲ許可シタル杣山ハ第十八条ノ規定ニ拘ハラス其ノ許可ヲ受ケタル者又ハ其ノ権利ヲ承継シタル者ノ所有トス」とされたのである。その後、官有林に組み込まれた杣山は、1906（明治39）年「沖縄県杣山特別処分規則」（勅令第

72) 前掲「一木書記官取調書」564～566頁参照。

73) 仲間・前掲『沖縄県林野制度利用史研究』118～124頁参照。

74) 石井／来間・前掲『沖縄の農業・土地問題』12、77～80頁参照。

191号)⁷⁵⁾ に基づく存置不要処分によって払下げられることとなる。

仲間勇栄は、こうした土地整理事業から柵山処分に至る林野所有の形成過程を総括して「旧態依然たる柵山を近代的所有形態へと分化した点で画期的なもの」としつつも、「この過程は政府・県庁側および県内外の有産階級にはきわめて有利に作用し、他方、地元間切農民には、入会地の収奪とその払下金額による負債加重をもたらす結果になった（傍点は仲間）」⁷⁶⁾と評している。近代的土地所有形態への分化という点は留保するにしても、恐らく、土地整理事業と柵山処分という村落外的な衝撃は、旧来の柵山の維持・管理のあり方を再編する契機ともなり得たと考えられる。前章においてみた、国頭村奥区においては山林利用のあり方や共同猪垣の構築などが土地整理事業後に大きく転換し、部落共同の象徴的拠点としての共同店へと結実していったのである。しかしながら、以下にみる事例は、払下を受けた入会山の柵山が沖縄戦後すぐに米軍に囲い込まれたために、従来の慣行を転換し、昇華させる契機を失してしまった事例といえよう。

本節ではごく簡単ではあるが柵山処分の過程をみてきた。次に柵山の利用慣行をめぐる今日の事例をみていきたい。

2 柵山利用慣行をめぐる問題

この事例は、現在米軍用地として接収されている入会地「柵山」の管理・処分をおこなう A 部落民会の定める正会員の規定が、原則として柵山払下げ当時（後述）の入会権者の男子孫に限定しているのは専ら性別のみを

75) 「沖縄県柵山特別処分規則」（明治39年勅令第191号）

第一条 沖縄県下ノ国有林野ニシテ国土保安上又ハ其ノ経済上国有トシテ保存スルノ必要ナキモノハ左ノ場合ニ限り随意契約ヲ以テ売払ヲ為スコトヲ得

一 国有林野ヲ其ノ造林保護ヲ為シタル区、間切、島又ハ村ニ売払フトキ

二 土地整理以前ニ開墾又ハ牧畜ノ為貸付シタル国有林野ヲ其ノ事業ヲ成効シタル者ニ売払フトキ

前項ニ依リ区、間切、島又ハ村ニ売払ヒタル国有林野ノ代金ニ付テハ十五箇年以内年賦延納ヲ許可スルコトヲ得

第二条 国有林野ノ產物ハ農商務大臣ノ定ムル所ニ依リ造林保護ヲ為シタル区、間切、島又ハ村ニ之ヲ譲与スルコトヲ得

76) 仲間・前掲『沖縄県林野制度利用史研究』149頁参照。

理由とする不合理な差別を定めたものであって、憲法14条1項、民法1条の2に違反し、同法90条により無効であるとして、入会権を有していた部落住民の子孫である女性らが、入会団体であるA部落民会を相手取り、正会員としての地位の確認と補償金並びに遅延損害金の支払を求めたというものである。

この入会地である金武町A区（部落）の杣山は、1899（明治32）年公布の沖縄県土地整理法により一旦官有地とされたものが、1906（明治39）年に沖縄県杣山特別処分規則によりA区に払い下げられたものである。払い下げ後、杣山のうち公有土地は、1937（昭和12）年ころに金武村（現・金武町）の公有財産に編入され、さらに1982（昭和57）年以降は同町の公有財産へと編入されて管理・処分等が行われるようになった。

一方、公有財産に編入されなかった土地（部落有地）は、部落代表者の個人名で登記され、管理・処分等が行われてきた。第二次世界大戦後、A区の杣山は、米海兵隊の基地・演習地として国が賃借した上で現在も米軍によって使用されている。そしてその賃料（いわゆる軍用地料）は、A部落民会が收受・管理し、その一部を入会権者であるA部落民会の構成員（会員）らに対し、毎年度補償金として分配している。

問題なっている入会団体「A部落民会」は、杣山の部落有地を管理・処分するために1956（昭和31）年に設立された「A共有権者会」（1986（昭和61）年に「A入会権者会」に名称変更）と、1982（昭和57）年に金武町が「慣習による金武町公有財産の管理等に関する条例」（金武町条例第1号）を制定したのにあわせて設立された、杣山の公有土地の管理・処分をおこなう「（旧）A部落民会」とが合併して設立されたものである。

裁判において争われている現行のA部落民会会員資格は、2002（平成14）年に改正されたもので、以下の通りとなっている。

[前会則及び現行会則各第5条]

1項 この会の会員は正会員及び準会員とする。

2項 この会の正会員は条例第1条及び第2条の規定に基づき明治39年

杣山払い下げ当時の A 部落民で杣山等の使用収益権（入会権・民263）を有していた者の男子孫で現に A 区域内に住所を有し居住しているものとする。

3 項 この会の準会員は明治40年から昭和20年3月まで杣山等を利用していた（入会権・民294）者又はその男子孫で現に A 区域内に住所を有し居住しているものとする。

A 部落民会の主張する入会権の旧慣は、以下の通りである。（ア）1906 年払下げ当時の A 部落民として世帯を構成していた一家の代表者（戸主）は、いずれも入会権を有し、入会団体の構成員である。（イ）明治40年から昭和20年3月までに A 部落に移住した一家の代表者（戸主）で、一定の金員を納めるなどして部落民たる資格を認められた者もまた、入会権を有し、入会団体の構成員である。（ウ）入会権者の資格は一世帯につき代表者一名のみ認められる。（エ）入会権者（会員）の死亡や旧民法下における家督相続によって一家の代表者が交代した場合には、新たな代表者が入会権者たる資格を承継する。この場合の戸主ないし世帯主は、原則として男性（男子孫）に限られるが、例外的に、会員が死亡又は区域外に転出して、男子孫の後継者がいない場合や幼少のため後継者として適当でない場合には、会員の妻が入会権を取得することが認められる。ただし、入会権者は一世帯につき一名のみであるから、幼少であった男子孫が成長して当該人が入会権者たる資格を取得するに至った場合は、会員の妻は入会権者たる資格を失う。また、入会権者たる会員が死亡し後継者となるべき男子孫がいない場合には、女子孫が入会権者たる資格を承継することも認められる。しかし、いずれの場合も、男子孫の後継者がいない場合には入会権者として認められるのは当該女性一代限りである。男子孫が分家し、区域内に独立の世帯を構えるに至った場合は、その世帯主から会（入会団体）に対する届出により、当該男子孫は入会権者たる資格を取得する。独身の女子孫については、50歳を超えて独立した生計を営み、区域内に居住しているなど一定の要件を満たす場合に限り、特例として、一代限りで入会権

者たる資格を認められる。

入会権を有する正会員を男性に限定する規定は、1956年設立の部落有地の管理・処分団体「A 共有権者会」会則に始めて登場し、1982年設立の公有地部門の管理・処分団体「旧・A 部落民会」には性別の規定はなかったものの、両者が合併して設立された現行の「A 部落民会」の会員の資格要件は1906年払下げ当時の A 部落民の男子孫と明記されている。

当初の入会権者の男子孫であれば分家であっても、20歳になり独立生計を営む者（世帯主）は会員資格を得ることができ、軍用地料の配分を受ける。これに対し女性は、現行会則48条で、会員の女子孫及び長男で満50歳を超える A 区域内で世帯を構え独立生計にある者は、特別措置として本人の申出により役員会の議を経て入会補償を予算の定めるところにより支給することができるが、女子孫については一代限り、長男については現会員からの譲渡及び相続がなされるまでの間とすると規定があるだけである。本件の訴訟当事者の女性たちのように、実際に入会山の造林・整備に参加した経験をもち、また入会権者の子孫であったとしても、他部落（区）の男性と婚姻した女性は、その男性と離婚あるいは死別した場合にも「旧姓」に復しない限り、A 区の入会権者たる資格は認められないことになっている。

2004（平成16）年9月7日福岡高裁那覇支部民事部判決は、部落民会の主張する旧慣の有効性を認め、入会権者は一世帯につき一名のみであることを前提にその資格を一家の代表としての世帯主に限定する慣習は、入会権の本質にも合致するものであって何ら不当ではないとした。また入会権者の女子孫が、他部落の男性と婚姻すると、離婚して旧姓に復しない限り、入会権者たる資格は認められない点については、仮に、他部落の男性と婚姻したにもかかわらず配偶者が死亡したために女子孫が独立の世帯を構えるに至ったときには、当該女子に A 部落の入会権者たる資格を認めるとすれば、当該女子は、A 部落民として入会権者たる資格、さらに夫の有していた他部落民としての入会権者たる資格をも取得するという不都合な事態が生じる可能性もあるのに対し、男子孫については、実際上、そのような事態が生ずることは想定し難い。このことを考慮すれば、他部落の男性と婚姻した女

子孫につき、離婚して旧姓に復しない限り A 部落の入会権者たる資格を認めない取扱いとすることにはそれなりの理由があり、当該慣習が公序良俗に違反して無効であるとまではいえないとした。結論として、本判決は原判決を取り消し、女性らの請求をいずれも棄却したのである⁷⁷⁾。

3 明治期の杣山利用慣行

それでは、本稿の関心に沿って、当該事例の地域における杣山の利用状況を以下に見ていきたい。

前章におけるような杣山での焼畑慣行は、当地においても、金武間切（現・金武町）の杣山から国頭間切（現・国頭村）安田村へ喰実畠を授けた書類⁷⁸⁾、喰実山野・山野畠を地人の協議の上で売却した証文⁷⁹⁾、村内法での喰実山野に関する諸規定（第33条、41条）⁸⁰⁾など各種資料から、その存在が確認できる。既に述べたように本島北部の焼畑地の割替は、生存維持を優先する安全第一原則に基づいて、各戸の男女の総数に平等に配分する人頭割が基本とされていたのであるから、当地でも男女の区別なく均等な配分で行なわれていたと考えられる。

このような安全第一の原則が端的に現れる慣行が、現在の宜野座村を含む旧金武村一帯には存在した。この地域では、戦前期に「ヤマユリー（山許）」と呼ばれる日が年に一日だけ設けられ、部落民に山の一定区域から自由に木を切り出すことを認める慣行があった⁸¹⁾。この慣行が、大正初期から始まったとする部落もあるが、もともと山林の利用は、「造林地や禁伐林以外の山であればいつでもどこからでも自由に木を伐ることができた」といわ

77) 福岡高裁那霸支部平16（ネ）第16号、平成16年9月7日民事部判決、原審那霸地裁平14（ワ）第1195号、平成15年11月19日判決。判タ1170号（2005年）198～216頁参照。

78) 『国頭村史』（国頭村役場、1967年）149頁、仲吉朝助「琉球産業資料 前編」1924年（小野武夫編『近世地方経済史料 第9巻』近世地方経済史料刊行会、1932年）254頁参照。

79) 『宜野座村誌 第4巻 資料編II』（宜野座村誌編集委員会編、宜野座村役場、1988年）147～159頁参照。宜野座村は、昭和21年に分離するまで、金武村（現金武町）の行政区域内にあった。

80) 「沖縄県旧慣間切内法」（『沖縄県史 第14巻』）369～370頁参照。

81) 『宜野座村誌 第3巻 資料編III』（1989年）60～62、221頁参照。ヤマユリー慣行では税金以上の分を刈りだした場合は没収されたという。

れている。部落民たちはヤマユリーで切り出した薪によって、その年に村に収めなくてはならない税金を賄うことができたのであり、また興味深いことに、「部落民であれば、老若男女にかかわらず、誰でも参加できたが、現金で税金を納めることができるような裕福な家は普通参加しなかった」という。ここでは、納税のための、すなわち生存維持以上の余剰を産み出すことのできない者全員が、性別・年齢・家族数に関わり無く村落の山林資源を利用して生存する資格・権利を与えられていたことが推測される⁸²⁾。これに対し、裕福な家は通常このヤマユリーには参加しなかったということも見落としてはならない。このことは、<高貴な身分には義務が伴う>*noblesse oblige* という社会規範を想起させる。「貧者に慈善的であれとする道徳的義務を引き受けることによって、上層階級は道徳的な正義と優位性への要求を確立し、そしてこれらが、彼らの優位の社会的地位と権力とをイデオロギー的に正当化し、かつ強化する」⁸³⁾。この地域一帯でも、富裕な者はこうした行事に参加してはならないという村落内のインフォーマルな社会規範の存在を前提にしていたと考えられる。富裕な者は、その富を再配分し、特別の義務を負うことによって、共同体内におけるその地位を確認することができるからである⁸⁴⁾。

こうした杣山の入会的利用は、生存維持にとって欠かせないものではあったが、しかし多くの負担と制約が義務づけられていた。すなわち、杣山の造林・整備は、主としてその杣山を管理する間切・島・村からの労働力の調達=「山仕立夫」(現夫)の賦課によって賄われ、各種の慣習法によって杣

82) James C. Scott, op. cit., p.5. スコット・前掲7頁参照。

83) Peter M. Blau 1964: *Exchange and Power in Social Life*. Reprint : Transaction Books New Brunswick, 1986. p.260. ピーター・M・ブラウ『交換と権力—社会過程の弁証法社会学』(間場寿一・居安正・塩原勉共訳、新曜社、1974年) 235頁参照。

84) James C. Scott, op. cit., pp.41-42. スコット・前掲52頁参照。沖縄研究において、村落の富裕層に期待され、また彼らが果たしてきた社会的・経済的・規範的役割は等閑視されてきた感がある。例えば、明治後期から大正期にかけて農村部で設立された共同店には、奥共同店などのように在地有力者が私財をなげうって村落の経済組織を設立した例は少なくない。また、富裕な地主と、地主への債務を労働で返済する者・雇人・小作人などの関係もこうした観点から再構成する必要がある(例えば前掲『宜野座村誌 第3巻 資料編III』の労働慣行の体験談108~110頁参照)。そして、間切の指導者といえども不正を犯した際には、村人から実力行使を受けることもあった(奥野・前掲『南島村内法』81頁参照)。

山の利用には多くの禁止条項と罰則⁸⁵⁾が課せられていたからである。賦課の方法については、一般的には、15歳以上50歳までの男女に賦課する傾向がみられるが、各間切・村で多様な形態をとる⁸⁶⁾。

金武一帯では、15歳から35歳の現住の男女、あるいは15歳から40歳ないし50歳の現住の男女が山仕立に駆り出される対象となっていた⁸⁷⁾。このことは、訴訟当事者の70歳の女性による「私たちより上の世代の女性たちは、山に松の種を植えて木を育てた」「午前八時ごろ集合して、一日がかりの作業さ。女は下草刈り、男は木の枝切り。そうしないといい木は育たないからね」（沖縄タイムス紙2003年11月18日（火）朝刊）という発言や、同じく91歳の女性が一番勝訴直後に発した「うれしい。私たちは、杣山で草刈りや掃除などの重労働作業をしてきた。同じように働いていたのに、女というだけで区別されてきたのだから」（同紙2003年11月20日（木）朝刊）の発言によっても裏付けることができる。

また、当該A区と隣接する区に住む70歳の女性による「私たちの母親の世代は、皆で杣山を管理したのだからあたりまえ。私の家は女所帯だったが、山の手入れは男手があるところと同じだった。重労働だけど、平等にやらないといけなかった」（沖縄タイムス紙2003年11月19日（水）朝刊）という発言も、隣接する区では世帯主の性差が問題とならなかつたことを示している（隣接の区では、現在、入会権者の資格要件に当該区のような性差に基づく条項はなく、女性の戸主にも入会山の軍用地料が配分されている）。この隣接する区とA区とは、沖縄ではよくみられるように部落間の対抗意識は強いものの、宗教祭祀的・民俗的・言語的には密接な関係があるとされる⁸⁸⁾。

85) この点については、注意を要する。いくつかの歴史関係の論考では、内法（村落慣習法）による山林管理体制の過酷さや凄まじさが強調されているが、恐らくそれは歴史を通してそうであったと語れる事実ではなく、早くても明治10年代以降のことではないかと考えられる。明治期の資料では山林資源の粗放的利用の実態を記述するものもあり、また琉球処分以降、山林管理体制が致命的に弱体化し、その強化が求められるようになって、山林取締内法を制定した村もあるからである。明治期の村落における内法制定のプロセスについては、拙稿・前掲「沖縄明治期の旧慣存置政策に関する一考察」19～22頁参照。

86) 仲間・前掲『沖縄県林野制度利用史研究』86頁参照。

87) 農商務省山林局「沖縄県山林視察復命書」1904年（『沖縄県史 第21巻』）741頁参照。

88) 『金武町の村落と聖地—金武区と波里区の場合—』（金武町教育委員会、1994年）参照。

この点を考慮すると、当該地域一帯において戸主（世帯主）は男性に限るとする旧慣が存在したという点については疑問が生じる。

大正から昭和初期に那覇地方裁判所判事として沖縄に赴任した奥野彦六郎（在任1925～1928年）⁸⁹⁾の家主権の調査資料によれば、金武間切の元間切長による「一家の長は「やあぬし」で、母が居れば引続き「やあぬし」で息子の嫁は相当の年にならねば「やあぬし」とは云わない」⁹⁰⁾という回答を見出すことができる。この「やあぬし」とは、沖縄で家を意味する「ヤー（家）」の「ヌシ（主）」、すなわち「家主」であり、戸主（世帯主）を意味する。すなわち、家の長を「ヤーヌシ（家主）」と呼び、男性を優先していたと受け取れるものの、年長の女性も家主となつたということであり、A区において、男性が戸主でなくてはならないという旧慣の存在は、部落会会員規定まで資料上確認できない。

4 小 括

上にみたように当該地域においても杣山の利用は、かつては生存維持を優先する安全第一原則に基づいて行なわれていた。すなわち伝統的な杣山の利用は、山林維持・管理の負担と村落の制約による資源のコントロールの許す限りにおいて全村落民に認められていたのであり、その利用を通して村落民の生存の維持が保障されるという社会編成であったといえよう。

金武一帯では、杣山の利用は、もともとは性別による差別化はなく女性もほぼ男性と同等にアクセスできるものであり、同時に杣山の管理のための労役も男性同様に義務付けられていた。こうした事実は、山の利用・管理と密接に結びついた地割制にも現れている。当地での地割配分は、仲吉によれば、「国頭地方金武間切各村は男女を問はず、地人の総人口に平等に地割配当」⁹¹⁾がなされていた。要するに当地では女性も土地の配分を受ける地

89) 奥野彦六郎のプロフィールについては、菊山正明「奥野彦六郎論」（新沖縄文学第37号、沖縄タイムス社、1977年）105～107頁参照。

90) 奥野彦六郎『沖縄の人事法制史と現行人事法改正管見』（司法研究第40-3、司法省調査課、1931年）347頁参照。奥野の調査は主に質問票調査による質問法であり、回答者は大抵村落の指導者層であった。

91) 仲吉・前掲「琉球の地割制」582頁参照。

人であり、同時に税の負担を義務づけられた主体であったことを意味する。

日本本土の入会権一般において、権利義務の主体は通常「家」であり、しかもこの場合の「家」とは男系中心の「家」であるとされている⁹²⁾。この金武一帯においても、便宜上、杣山利用の割当て、労役の動員も、「家」「世帯」を通して行なわれていたと考えられ、入会の主体を「家」「世帯」とみなすことに異論はないであろう。しかしながら沖縄の「家」は、本土の「家」とはその性質がかなり違ったものであるという点は留意すべきである。A 部落民会は、入会権の主体である「家」は日本本土の「家」制度と関わりが無く、沖縄的な男系の「家」に由来するものであると主張する一方で、入会権の継承は旧民法における家督相続によるとしていた。この地域においては、上述のように、旧慣として戸主を「男性」に限定するという慣習は、徹底的なフィールド調査を必要とするものの、すくなくとも資料上は確認できない。また沖縄で「家」にあたる「ヤー」は、本土の家とは性格が異なって「家産」や「家業」についての意識・観念は日本本土の「家」制度を支えるものに比して脆弱であった⁹³⁾のであり、「家」の観念の構造的欠如⁹⁴⁾さえ指摘する論者もいる。また家族内での地位や役割分業の面においても、沖縄の「ヤー」は、「家長の権威による統率のもとで妻もしくは主婦、長男、嫁などの地位・役割が「家」の枠のなかで厳しく規定されていた本土の家族に比べて、集団としての求心力、成員の地位・役割規制はゆるやかではないだろうか⁹⁵⁾といわれる程、確固としたものではない。戸主＝「男性」という観念は、比較的新しいものといえるであろう⁹⁶⁾。

ところで、渡辺洋三は、一般的には分家や部外者に対する新規入会加入

92) 渡辺洋三『法社会学研究2—入会と法』(東大出版会 1972年) 143~144頁参照。もっとも渡辺は、これが(本土の)入会権での原則であると考えられるとした上で、共同体の解体の度合いに応じて多くの異なったタイプがうまれているとし検討を加えている。

93) 比嘉政夫『女性優位と男性原理—沖縄の民俗社会構造』(凱風社、1987年) 23頁。

94) 中根千枝「南西諸島の社会組織 序論」(民族学研究第27巻1号、民族学協会、1962年) 337頁参照。

95) 比嘉・前掲『女性優位と男性原理』23頁。

96) このことは、近世期に首里・那覇の町方の士族層にみられた父系血縁集団の「門中」組織が、明治後半以降、町方から農村部に波及し、急速に門中組織の形成(いわゆる「門中化」)が起こったにもかかわらず、今やそれがまた古くからの伝統であったと考えられているということと符合する。比嘉前掲『女性優位と男性原理』85~91頁、また門中形成の事例については前掲『宜野座村誌 第3巻 資料編III』103~105頁参照。

については共同体規制の強度に規定されているといえるが、共同体規制や部落封鎖意識の様態に関わらない別の要因によって新規加入の取扱いが規定される場合も少なくないことを指摘している。例えば入会山が官有地・個人有地に組み込まれた後、それを買い戻したり、有償で払い下げた場合には、そのときの買受代金・払下代金負担者が事後の権利者として固定化し、分家でさえも新規加入者と認めない例は多い。あるいは、代金分配を伴う直轄利用の場合には、造林の時の労働提供者が権利者として固定している例もめずらしくはないという。「山の交換価値の増大という新しい現象に対応して、権利者が自己の投下した労働や資本を回収し、交換価値の増大に伴う利益を独占しようとする欲求にもとづいて、新規加入者をシャットアウトしようとしているのである。だから代金の分配とむすびついたところでは、一見封鎖的現象を呈するが、これは部落封鎖意識のあらわれなのではなく、負担者仲間の独占的私有意識の封鎖性のあらわれなのであり、入会山がほかならぬ権利者共同の私有財産（ただし権利者共同の私有財産）であることに由来するのである（傍点は渡辺）」⁹⁷⁾。

金武間切においては、かつて入会山で自由に薪を取ることができたが、杣山の払下げが行なわれて以降、山林の造林・保護・取締りの強化がはかられたという⁹⁸⁾。払下げ後に粗放的な山林利用から管理体制が整えられたようではあるが、急激に排他的になったというわけではない。当該区において入会権の男子孫による承継の規定が明文化されたのは1956（昭和31）年であり⁹⁹⁾、すでに同区の杣山が米国海兵隊により軍事基地・演習地として囲い込まれ、その補償としての軍用地料が支払われるようになって以降

97) 渡辺・前掲『法社会学研究2』147~148頁参照。

98) 『金武町誌』（金武町誌編纂委員会編、金武町、1983年）513~514頁参照。

99) この場合、年代は非常に重要である。A 部落民会は本土的な「家」とは関係がないことを強調するが、沖縄では、沖縄戦後のアメリカ占領下においても明治旧民法が継続的に適用され、琉球立法院による改正民法の施行が1957年1月1日であったことを考慮すると、彼らのいう「家」と明治旧民法の「家」が関係ないものとはいえないと推測される。この点については今後の課題である。なお、占領下の沖縄の家族法については、松本タミ「家族法の変遷とそれに伴う身分関係事件の動向」（宮里政玄編『戦後沖縄の法と政治—1945-72年』東大出版会、1975年）参照。

のことである¹⁰⁰⁾。当地での杣山の利用は、本土の入会の形態では古典的とされる「共同利用形態」に類していたものが、土地整理に伴う杣山の官有地化と杣山処分による払下げを契機とした利用方法の体系化（禁伐林の設定、内法による取り締まり、植林など）が始まった段階で沖縄戦に入り、さらに戦後に軍用地として囲い込まれた。この軍用地化によって、杣山は村落民の主体的な資本と労働の投下なしに補償金（軍用地料）を生み出す山に変わり、入会権者の資格の排他性が強まったといえるであろう¹⁰¹⁾。

V まとめにかえて

これまで地割制と本島北部の焼畑の入会的利用慣行を中心にみてきた。最後にもう一度これまでの議論を振りかえり、今後の課題を述べてまとめにかえることとしたい。

近世期の琉球の農村は、地割制と農業生産の低位性とがむすびついて村落内の階層分化を押しとどめてきたが、先に見たように、近世末期以降、農村経済の疲弊により家内倒れ・与倒れが頻発する一方で、農村内に富農が登場し、割替地の固定化という現象が起これ始めた。こうした割替地の固定化は、主に甘蔗栽培が許されていた本島南部において典型的にみられるものであり、山林の多い本島北部においては地割制の解体まで本来的な形態が残ったとされる（Ⅱ章）。

また北部では、《根栽・雑穀型》の焼畑農耕が広く分布し、その経営形態は全く古い形をとどめるものであった。共有の山林で行なわれる焼畑利

100) 軍用地料の成立と推移、その問題点については、石井啓雄「生存・労働条件としての土地所有と軍用地料—沖縄の軍用地料と「補償」について—」（駒澤大学『経済学論集』第15巻3・4号、1984年）269頁以下参照。

101) しかしながら、この段階の入会権もまた、より開かれた社会に対して正当化し得るかどうかは別の問題ではあるが、分家への寛容な取り扱いに着目すれば、実は、閉じた環、身内の中ではほぼ公正であると言えなくもない。春日直樹によれば、「分節社会の公共性は小さな組織上から大きな組織へと上がっても増大することはない。そこではむしろ上から下に降りるにつれ、近親者たちに等しく開かれた共通な性格が強まるし、逆に下から上に昇るにつれて、部外者への排他性が高まる、しかしそのいずれもが、身内主義の偏狭さの産物なのである」。春日直樹「公正の「離床」」（三浦徹・岸本美緒・関本照夫編『比較史のアジア—所有・契約・公正』東京大学出版会、2004年）270～271頁参照。

用慣行は、人頭割によって均等な割替と配分を行なうという特徴を持ち、地割制と密接なかかわりを持っていた。地割制と焼畑利用慣行は、ともに農業生産が低位で、農民が生存維持の保障を最大の課題とした時期には、一種のリスク分散の保険として機能していたとみてよいだろう。そして北部の杣山は、農民の安全を第一とする原則を基に、焼畑地をひらく場、あるいは数少ない換金商品としての薪・炭を調達する場であったといえる。

また焼畑は、その開墾、維持、管理の面で単独ではなし得ないため、沖縄では共同体員に対する共同体的規制の発生要因ともなった。生存維持のための共有地の利用は、その共同管理と引換えになされるものであったため、割替制焼畑共有地は共同体の凝集性を高めると同時に、成員に対し共同性の実践を要請するものであった（Ⅲ章）。

しかしながら、IV章において概観した入会権をめぐる紛争は、入会山の杣山が沖縄戦後すぐに米軍に囲い込まれたために、従来の慣行を転換し、発達させる機会を失したことに起因するといえよう。部落会会員資格の性差に基づく規定は、資料上は確認出来ないものであったが、仮に慣行に基づくものであるにせよ、そうでないにせよ、高度に複雑化した現代社会では、「伝統」として受け継がれた慣習や社会規範は、そのままの形ではもはや生き残ることはできないと考えるべきである。アンソニー・ギデンズがいうように、現代社会では、伝統はみずからを「説明」し、正当化するよう要求されているとみなくてはならない。「伝統は、論証的な正当化をおこなえる限りにおいてのみ、すなわち、たんに他の伝統ばかりでなく、代替可能な行動様式との開かれた対話をはじめる用意がある限りにおいてのみ、存続しうる」のである。それゆえ、我々の生きるポスト伝統社会は、「社会的紐帶を過去から受け継ぐというよりむしろ実効性をもつように作り出していくかねばならない社会」でもあるのだ¹⁰²⁾。

102) Anthony Giddens 1994, Living in Post-Traditional Society, in Beck, Giddens, & Lash (eds.), *REFLEXIVE MODERNIZATION Politics, Tradition and Aesthetics in the Modern Social Order*. Polity Press, pp.105-107. アンソニー・ギデンズ「ポスト伝統社会に生きること」『再帰的近代化—近現代における政治、伝統、美的原理—』(松尾精文・小幡正敏・叶堂隆三訳、而立書房、1997年) 196~199頁参照。なお引用部の訳出は邦訳書に従っていない。

沖縄における伝統的な地割制度下での土地配分や利用のあり方を考える際に、共同体成員の生存維持を優先する倫理という視点は、多くの示唆を与えてくれる。しかしながら、こうした生存維持の倫理が現代沖縄社会においてどのような形で存続し、機能しているのか、またそれが現在の沖縄の土地所有や権利意識にどのような影響を及ぼしているのかという問題は、今後の課題である¹⁰³⁾。

103) これと関連して、生存維持倫理、安全第一原則を受け継ぐ在地リスク回避論という視点から、沖縄宮城島の伝統的土地所有形態と開発を論じる佐治靖の議論は大変刺激的で、参考になる。佐治靖「離島・農村社会の在地リスク回避—宮城島における伝統的土地所有形態の分析」(松井健編『沖縄列島—シマの自然と伝統のゆくえ—』東京大学出版会、2004年)。また在地リスク回避論については、菅豊「在地リスク回避論」(『アジア・太平洋の環境・開発・文化』No.1、2000年)、ならびに同「在地社会における資源をめぐる安全管理—過去から未来へ向けて」(松永澄夫編『環境—安全という価値は…』東信堂、2005年)参照。